

令和元年度答申第94号
令和2年3月27日

諮問番号 令和元年度諮問第110号（令和2年2月20日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A高等検察庁検事長（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件支給制限処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）82条1項は、職員が同項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができると規定し、同項1号は「この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（・・・）に違反した場合」を、同項2号は「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」を、同項3号は「国民全体の奉仕者たるにふさわし

くない非行のあつた場合」を掲げている。

- (2) 退職手当法2条1項は、退職手当法の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者に支給すると規定している。そして、退職手当法12条1項は、退職をした者が同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関）は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の「政令で定める事情」を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定し、同項1号は、「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」を掲げている。
- (3) 上記(2)の「政令で定める事情」については、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条が、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成6年4月1日に検察事務官として採用され、主にA高等検察庁管内の各検察庁で勤務した後、平成29年4月1日にB地方検察庁事務局会計課用度係長に転任し、平成30年4月1日に同課主計係長に配置換となった。

(人事記録)

- (2) 処分庁は、平成31年3月29日、審査請求人に対し、審査請求人が「平成30年3月29日から同31年1月13日までの間、3回にわたり、B地方検察庁事務局会計課倉庫において、同課課長管理に係る売却予定の国庫帰属物件である腕時計1個（時価8万円相当）を窃取した」との理由を付して、国家公務員法82条1項1号、2号及び3号の規定に基づき、懲戒処分として免職する処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をした（以下上記腕時計を「本件腕時計」と、上記窃取行為を「本件非違行為」

という。)

(懲戒処分書)

- (3) 処分庁は、平成31年3月29日、審査請求人に対し、審査請求人が「懲戒免職処分を受けて退職をしたため」との理由を付して、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分(本件支給制限処分)をした。

(退職手当支給制限処分書)

- (4) 審査請求人は、令和元年6月24日、審査庁に対し、本件支給制限処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和2年2月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1)審査請求人の勤続の功が極めて大きいこと、(2)本件非違行為が審査請求人の勤続の功を抹消するほどに重大であるとは評価されないこと、(3)本件支給制限処分により失われる利益が極めて大きいこと、(4)本件非違行為に対する処分が同種事案との均衡を欠く不当な処分であることから、本件支給制限処分は裁量権を逸脱したものであるべきであり、本件支給制限処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

本件非違行為については、審査請求人が自認書(平成31年3月25日付け)において認めており、本件支給制限処分に先立つ本件懲戒免職処分の手続においても、そのとおり認定されている。

審査請求人は、検察事務官として、その職務上、厳正な服務規律と高い職業倫理が求められる立場にあるところ、本件非違行為は、国庫帰属物件の保管等を行う責任者の立場にあったことを利用して、私的な遊興費や借金返済等に充てることを目的としてしたものであるから、国民の信頼を大きく損なう重大な非違行為であるとともに、検察行政の遂行に重大な影響を及ぼすものであると評価することができる。

そうすると、本件支給制限処分は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条に規定する勘案すべき事情のそれぞれについて検討を行った上でされたものであると認めることができる。

また、本件非違行為は、国家公務員退職手当法の運用方針（昭和60年4月30日付け総人第261号）の第12条関係の第2号に掲げる一般の退職手当等の一部を支給する処分にとどめることを検討する要件を満たさないため、本件では、同条関係の第1号の原則どおり、一般の退職手当等の全部を支給しないこととなる。

したがって、本件支給制限処分は法令等の規定に従い適正にされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないこと、そして、審査請求人の主張（上記第1の3参照）には理由がないことから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件支給制限処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件非違行為により、本件懲戒免職処分を受けて退職をした者である（上記第1の2の(2)）から、退職手当管理機関（処分庁）は、退職手当法12条1項の規定に基づき、審査請求人に対し、審査請求人が占めていた職の職務及び責任、審査請求人の勤務の状況、本件非違行為の内容及び程度、本件非違行為をするに至った経緯、本件非違行為後における審査請求人の言動、本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案して、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分をすることができる（上記第1の1の(2)、(3)）ところ、審査請求人は、本件支給制限処分は裁量権を逸脱したものであると主張している。

(2) そこで、本件支給制限処分について、上記(1)の勘案すべき各事情を検討してみると、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。

なお、上記(1)の勘案すべき各事情を確認するため、当審査会が、審査庁に対し、本件非違行為の具体的内容等について説明を求めたところ、審査庁から、諮問説明書の説明を補充する令和2年3月11日付け書面（以下「補充説明書」という。）が提出された。

ア 審査請求人は、平成6年4月1日に検察事務官として採用され、B地方検察庁、A高等検察庁、C地方検察庁、最高検察庁等での勤務や昇任

を経た後、平成29年4月1日から平成30年3月31日まではB地方
検察庁事務局会計課用度係長として、同年4月1日から本件懲戒処分を
受けた平成31年3月29日までは同課主計係長として勤務した。

用度係長は、物品の調達、管理等の事務のほか、没収物等の国庫帰属物
件の保管、売却等の事務の責任者であり、国庫帰属物件を保管する会計課
の地下倉庫（以下「本件倉庫」という。）の鍵の保管も担当している。主
計係長は、歳入及び歳出や保管金等に関する事務の責任者であり、国庫帰
属物件の保管等の事務は担当していない。

なお、会計課の職員であれば、用度係以外の職員も、同課事務室内のキ
ャビネットに保管されている鍵を使用して本件倉庫に入ることができる。

（人事記録、B地方検察庁執務規程、補充説明書（人事院公平委員会審尋
審理における証人Pの証言及び審査請求人本人の供述））

イ 審査請求人は、本件懲戒免職処分を受けるまで、懲戒処分や監督上の
措置を受けたことがない。

なお、審査請求人は、平成27年2月15日に人事権者（処分庁）から
永年勤続表彰を受けている。

（人事記録）

ウ 本件腕時計は、詐欺事件に係る証拠品であったが、その所有者が判明
しなかったため、当該詐欺事件の被疑者が所有権放棄の手続を行うこと
により国庫に帰属することとなったもの（国庫帰属物件）であり、審査
請求人は、会計課用度係長として、平成30年1月30日、証拠品担当
から本件腕時計の引継ぎを受けた。

国庫帰属物件については、会計課用度係に引き継がれた後、売却手続が
されるまで、同課事務室内の金庫又は本件倉庫に収納して保管する運用が
されている。

腕時計のような貴重品については、会計課事務室内の金庫に保管される
のが通常であるが、本件腕時計は、箱に入っていてサイズが大きく、金庫
に収納することができなかつたため、本件倉庫で保管することになった。

（補充説明書（人事院公平委員会審尋審理における証人Pの証言及び審査
請求人本人の供述））

エ 審査請求人は、平成30年3月29日、同年8月2日及び平成31年
1月13日の3回にわたり、本件倉庫において本件腕時計を窃取した
（本件非違行為）。その具体的な態様は、以下のとおりである。

① 1回目の窃取

用度係長であった審査請求人は、平成30年3月末頃、たまたま本件倉庫に行ったときに、高級な腕時計を保管していたことを思い出し、本件腕時計を窃取することを考え始めた。同月29日、審査請求人は、用度係が保管している本件倉庫の鍵を使用して本件倉庫に入り、本件腕時計を窃取し、質屋に質入れして金銭（9万円）を受領した。審査請求人は、流質期限が3か月であることを承知していたので、本件腕時計を質入れしてから約3か月後の同年6月末か7月初旬に、同年6月末に支給されたボーナスを使って質屋から本件腕時計を受け戻して本件倉庫に戻した。

② 2回目の窃取

審査請求人は、主計係長に異動した後の平成30年8月2日、用度係から本件倉庫の鍵を借りて本件倉庫に入り、本件腕時計を窃取し、質屋に質入れして金銭を受領した。その後、質屋に利息を支払って流質期限を1回か2回延長し、同年の冬に支給されたボーナスを使って質屋から本件腕時計を受け戻して本件倉庫に戻した。

③ 3回目の窃取

審査請求人は、平成31年1月13日、仕事があったため休日出勤をし、自らが所持していたセキュリティカードで鍵を開けて会計課事務室に入った。そして、用度係が保管している本件倉庫の鍵を使用して本件倉庫に入り、本件腕時計を窃取し、質屋に質入れして金銭を受領した。

（補充説明書（人事院公平委員会審尋審理における審査請求人本人の供述））

オ 審査請求人は、本件非違行為をするに至った経緯（動機）について、共済組合や消費者金融から遊興費のために借金をしており、毎月6万円くらいの返済をしなければならなかったこと、その返済のほかに、1回目の窃取のときは、4月の人事異動期であったため、飲食代やせん別代を捻出しなければならなかったことなどの事情があったと供述している。

また、審査請求人は、会計課事務室内の金庫に保管されている現金や貴金属は、金庫の鍵を会計課長が保管しているため、窃取することが容易でないが、本件倉庫に保管されている本件腕時計であれば、本件倉庫の鍵を自由に使用することができるため、窃取することが容易であり、しかも、本件腕時計を質入れしても、質屋から受け戻して本件倉庫に戻しておけば、

窃取が露見しないであろうと考えて、1回目の窃取に及び、その後も窃取を繰り返したと供述している。

(補充説明書(人事院公平委員会審尋審理における審査請求人本人の供述))

カ 審査請求人は、平成31年2月6日に本件腕時計の紛失が発覚して、用度係から相談を受けたとき、「取り敢えず知らない振り」をし、同月7日、同月18日及び同年3月4日にB地方検察庁事務局次長が行った内部調査においても、自らが窃取したことを「隠し通そう」としたと供述している。

審査請求人は、平成31年3月7日に本件腕時計の紛失についての内部調査がB地方検察庁の検事による捜査に移行し、同月8日に検事による取調べが行われると、「ばれたな」、「何らかの質屋なりから裏付けをとったんだろうな」と思って、本件非違行為をしたことを認めたと供述している。その後、審査請求人は、複数回の取調べを受けた後の同月25日になって、処分庁に対し、本件非違行為をしたことを深く反省する旨の自認書及び上申書を提出した。

(売却予定物品の紛失に係る聴取メモ、自認書、上申書、補充説明書(人事院公平委員会審尋審理における審査請求人本人の供述))

キ 本件懲戒免職処分がされた日の翌日である平成31年3月30日、全国紙2紙(Q新聞、R新聞)と地方紙1紙(S新聞)は、「地検保管の時計盗み繰り返す 事務官を懲戒免職」などの見出しを付けて、本件非違行為と本件懲戒免職処分について報じた。

(新聞報道資料)

(3) 以上によれば、本件非違行為は、審査請求人が検察事務官としての自らの職務や立場を悪用してしたものであり、その態様や頻度に照らして、極めて悪質なものである。遊興費のための借金の返済や飲食代等の捻出のために本件非違行為に及んだという経緯(動機)にも、同情すべき余地がない。また、審査請求人は、本件腕時計の紛失が発覚するまで本件非違行為を繰り返し、発覚後の内部調査においては自らの関与を隠し通そうとし、刑事事件としての捜査に移行した後の検事による取調べにおいてようやく本件非違行為をしたことを認めたのであり、本件非違行為後における審査請求人の言動にも参酌すべき情状は認められない。さらに、厳正な服務規律と高い職業倫理が求められる検察庁の職員が刑事事件の証拠

品として保管されていた国庫帰属物件を窃取し、刑事事件として捜査の対象となり、検察事務官の不祥事として広く新聞報道されたことは、検察庁の公務の遂行に及ぼす支障が極めて大きく、検察庁に対する国民の信頼を大きく損なうものというべきである。

これらの事情に照らせば、審査請求人は、日頃の勤務態度が良好であり、本件懲戒免職処分を受けるまで、懲戒処分や監督上の措置を受けたことがないこと、審査請求人は、本件非違行為を自認した後は、自らの行為を深く反省していること、審査請求人の主張によれば、審査請求人が本件腕時計を質屋から受け戻して国庫に返還し、被害が回復していることなどの事情を考慮しても、本件支給制限処分が裁量権を逸脱した違法又は不当なものであるとは認められない。

なお、審査請求人は、本件非違行為に対する処分は停職処分にとどまっている同種の事案との均衡を欠く不当な処分であると主張するが、審査請求人が主張する事案は、本件とは事案を異にしているから、本件と単純に比較することは相当でなく、また、懲戒処分の量定についての主張は別の審査請求で争うべき事柄であるから、審査請求人の上記主張は、失当である。

また、審査請求人は、当審査会に対し、令和2年3月10日付けの「意見書に対する反論」を提出し、処分庁は、本件支給制限処分をするに当たっても、懲戒免職処分をするときと同様に、非違行為に係る情状等の事情を考慮すべきであるが、そのような考慮を尽くしていないなどと主張する。しかし、本件支給制限処分は、退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条に規定する各事情を勘案してされたものであって、違法又は不当なものであるとは認められないことは、上記のとおりであるから、審査請求人の上記主張も、失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員 原 優
委 員 中 山 ひ と み

委 員 野 口 貴 公 美